

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880

94

極 秘
無 期 限
8 部の内
7 号

たきの
7月
1日

施設撤去に伴う沖縄諸島の地位について

昭和25年
北 条 局 長

1. 施設撤去と島の地位

沖縄の施設撤去の国民的願望と極東におけるその軍事的役割の調整の核心は、沖縄に存続すべき基地の地位にかんである。すなわち、返還後の島の地位を現状どまり認めることはわが方に阻礙があり、これを内地の基地並みとしては極東における抑止力としての機能を十分果たせざれば、「現状どまり」と「内地並み」の間に日米双方が満足しうる取極めをなしうるや否やが施設撤去の鍵である。わが方は施設撤去後においても米軍が極東において抑止力として健在であることを期待するものであるが、問題は、そのため返還後における沖縄の米軍基地の地位はいかにあるべきかということである。事は軍事技術上の問題でもあるので、自ら軍事的抑止力たるの地位をわが方としては、米軍が最少限いかなる「自由」を必要と

するやの判断の基礎を持たないわけであるが、他方米側は、わが方が広く自らの全体的利害の判断からその領土内に存続すべき米軍基地にいかなる地位を容認する用意ありやが施設撤去問題の核心なりとの態度にでてくることも予想される。いずれにせよ、わが方が沖縄の現状は放棄しえずとの見地から施設撤去問題を動かそうとするならば、返還後の米軍基地の地位についてわが方としての腹案をなければならぬ。

2. 「現状どまり」と「内地並み」の相違

沖縄の軍事基地は、米国の施政下にある現状においては、いわば完全に「自由使用」できるわけであるが、これを前記「内地並み」とする場合は、次のような制約が加えられることとなる。

(1) 安保条約上の制約

(a) 基地使用の目的は、日本の安全及び極東の平和と安全に寄与するために限られる(第6条)。

付 在沖米軍に関する問題はすべて一般的協定の対象となる（第4条）。

② 地位協定上の制約

施設区域の提供及び運送、出入税、物資及び貨物の運送、刑事及び民事裁判管轄権等の分野に於いて、米軍は軍隊が長期にわたり外国に駐留する場合通常課される制約に限する。

③ 事前協議条項上の制約

次の3項目は日本政府の事前の同意を必要とする。

① 米軍設備の設置を変更

② 米軍設備の設置を変更（核弾頭の持込み、中長距離ミサイルの持込み及びその発射基地の建設）

③ 戦闘作戦行動のための基地使用

3 安保条約上の制約

基地の使用目的及び一般的協定に関する前記2項の制約は、在沖米軍の役割りに実質的制約を課するものではないから、この点より返還に支障ありとは認められない。

なお、米軍は第4条により沖縄を日本の一部として時帯する義務を負うこととなるが、これも現状を実質的に変更するものではない。

4 地位協定上の制約

現行地位協定は、この種の取極めとしてわが国既設の規準に合致したものであつて、施設を返還後は在沖米軍も当然これに従うべきであり、地位協定上の例外を設けることは困難である。

他面地位協定の規定が完全に履行されることは米軍の活動のために必須であつて、特に必要な施設区域の提供並びにその運送について、わが方としてもいかなる基地反対運動等により支障を起すことなきよう、治安当局及び施設者に於いて十分の用意が必要である。

なお、地位協定に関連する問題として、電気水道の公益事業や主要道路の管理等は現在米軍により行なわれているが、これらは当然わが方に引継がれなければならない。

5 事前協議条項上の制約

沖縄の基地の「現状どまり」と「内地並み」

とを極東における抑止力としての機能の観点より対比すれば、最も重要な問題は事前協議条項上の制約であり、諸島の地位について日米間合意をなするや否やにこれにかかっていると認められる。これに関してわが方は下記の観度をとるべきものと考える。

- (1) 核弾頭の持込み、中距離ミサイルの持込み及びその発射基地の建設は事前協議の対象とするより^{要求}三禁する。
- (2) 核の問題はわが国の現狀よりみて最も困難な問題であるので、「米軍装備の重要な変更」は事前協議の対象とするより強く米側に要求するものとする。
- (3) 米側はがソリスが存在するに至るに現在の陸海軍兵器を沖縄に配備する必要はなくなつたものとみられ、問題は陸軍兵器にあると思われる。すなわち、沖縄自体の防衛に必要な短距離ミサイルの核弾頭や戦闘機基地に搭載すべき核弾頭の搭載の自由を確保しようとするかも知れず、この点につ

ての割合がわが方が最も問題になるかと思われる。

- (4) 戦闘作戦行動のための基地使用は事前協議の対象としなす。
- (5) 沖縄の最も重要な使命は、攻撃基地としてよりも前線補給基地としての機能であると思われれるが、たとえは沖縄から飛立つ給油機の空中給油とか、輸送機による機材への兵器投下のごときは戦闘作戦行動の類に属し、また極東地域に基地が建設された場合沖縄に在る海兵隊が直ちに派遣しうることは抑止力としてきわめて重要な要素であると思われれる。
- (6) この種戦闘作戦行動のための基地使用を容認すれば、わが国が軍事行動に直接絡込まれるものであるとの懸念を解消するであろうが、沖縄の地理的、軍事的地位にかんがみ、わが方としても抑止力維持の見地より、施設搬送運送等に当つては、この種の基地使用は事前協議の対象としなすこととする

必要があると思われる。

なか、戦時作戦行動の対象地域、あるいはその規模により事前協議を要しなむ場合を限定することは重要問題としてきわめて困難であるので、全体としてこれを事前協議よりはずすほかを認めらる。

(2) 本軍配備の重要な変更は事前協議の対象とするより努力する。

配備の重要な変更は沖縄からの移動は含まれず、新たに大規模の常時配備を意味するところ、重要問題として将来沖縄に大規模な戦闘兵力を配備したり、海軍の大型艦隊を置くよりなことは可能性が少ないと思われるので、配備の変更を事前協議の対象とすることはきわめて実質的意味はなぬが、なるべく「内地並み」とする見地よりはこの事を対象にして多くこと交渉をしい。

4 施設権返還に伴う問題

(1) 施設権返還の手続としては、琉球大島の場合のごとく、米軍が一方的に施設権を放棄す

る諸島の上下返還時点を指定をせよとする。返還を非武装保全条約、地位協定、事前協議条項は自衛隊の沖縄にも本土と同様に適用されることとなる。よつて前記事項協議に関する戦時作戦行動のため諸地使用及び場合によつては被兵部につけての合意は、事前協議に関する「安保条約第6条の実施に関する交換公文」に従つて協議したものであるとして、返還協定と同時に別途交換公文でこれを取決めることとする。

(2) このようにして施設権返還後沖縄に「内地並み」でない地位の米軍施設が存続するときは、施設権返還運動は直ちに「内地並み」へのせん動によつて代えられ、また本土以上に諸地反対の運動が行なわれることも予想される。しかしながら、沖縄返還は強い国民的要求であり、政府としては相当な政治的責任を引受ける決意をもつて返還実現に努力すべきものと考えらる。沖縄返還問題は究極にやいなや米国の防衛政策の問題であつて、沖縄東及

以日本の安全のため神羅の諸島を当分の「内地
並み」ではありませぬと、何條保条約、地
位協定上の約束は完全に履行すること、(4)神
羅諸島に停泊する我が国自衛隊の防衛責任拡大と
神羅の治安維持について進言をからしめるこ
と、等の諸点について本政府として十分の準備
と見通しをもち、いかなる取極めを行なうに
しても、やがて極東の情勢が變つて諸島の「
内地並み」を許す時期が到来するまで、安定
した持統性あるものとしなすべしとあらまわす。